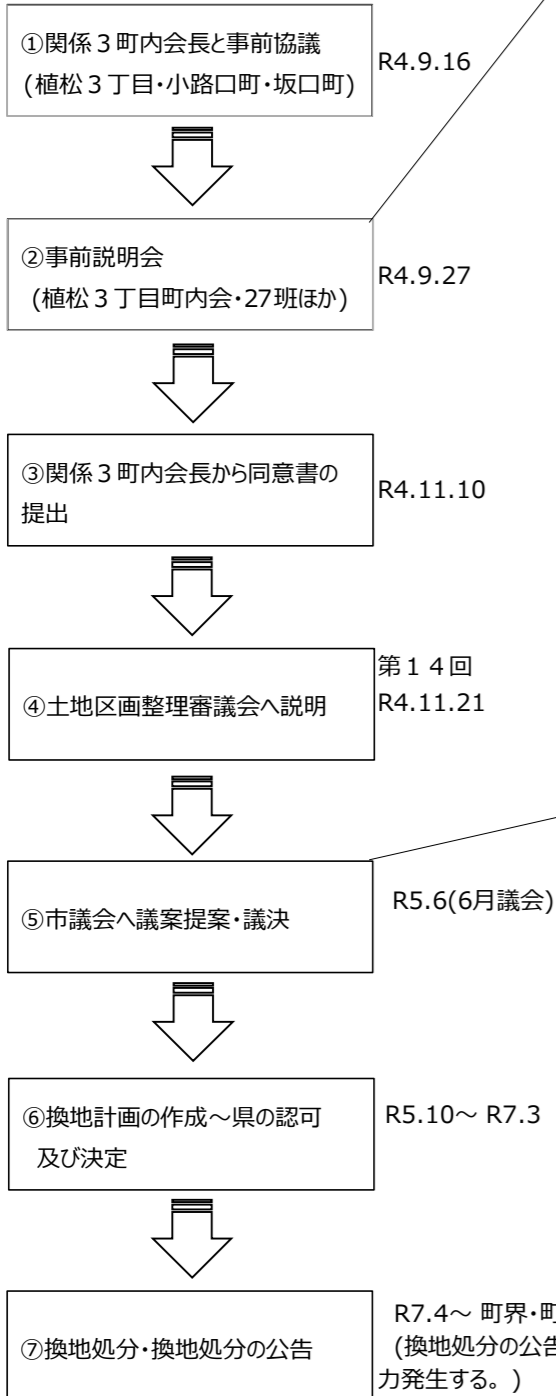


**町界・町名変更に伴う主な流れ（予定）**



「町界町名変更に係る事前説明会」の様子  
(R4.9.27 植松3丁目公民館にて)



施行地区内のうち、町界町名変更に直接関係する新大村駅東側住民及び宅地所有者の皆様に対して、開催の案内を行い、開催当日は町内会副会長様をはじめ、計12名の方に御参加をいただきました。

事前説明会の後も、お問い合わせなどがありましたので、個別に御説明をさせていただきました。

- ・この町界町名変更は、土地区画整理事業の施行に伴って、地方自治法により行うものであるため、その変更の対象範囲を当該施行地区内に限ったものといたします。
- ・令和5年6月の市議会の議決により町界町名変更を決定する予定ですが、その効力については、令和7年頃の換地処分と同時に発生させる見込みのため、しばらくの間は、皆様の町名に変更はありません。

(R4.9.27 事前説明会資料より)

【令和5年1月】

**まちづくりニュース**

**【新大村駅周辺整備事業】  
— 第17号 —**

【編集・発行】 施行者： 大村市  
(都市整備部 新幹線まちづくり課)  
〒856-8686  
長崎県大村市玖島一丁目25番地  
TEL：0957-53-4111 (内線602・159)  
E-mail:sinkansen@city.omura.nagasaki.jp

※今回、お知らせ致しました内容のほか、新大村駅周辺土地区画整理事業に関し、ご質問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

● **ご挨拶**

新春の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、新大村駅周辺のまちづくりに御理解と御協力を賜り、誠に感謝いたします。さて、昨年(市制80周年)は、9月22日に新大村駅周辺施設竣工式が行われ、9月23日には西九州新幹線(長崎・武雄)が開業し、都市計画道路坂口植松線の植松踏切や自由通路が繋がり、皆様の住む新大村駅周辺が都市拠点として大きく飛躍した年となりました。

新大村駅周辺土地区画整理事業においても、換地設計の変更が残りあとわずかとなりましたので、本年は、その変更を終えて出来形確認測量や換地計画の作成準備に移行し、予定どおり令和7年頃に換地処分を迎えられるよう、事業を進めてまいります。

引き続き、皆様のお力添えを賜りますよう宜しくお願いいたします。



令和4年10月頃のドローン画像

● **第15回新大村駅周辺土地区画整理審議会の開催予定について**

【開催日時】 令和5年2月6日(月曜日) 予定

【主な内容】 ・仮換地指定の変更について(一部)

ごみステーション用地や残りの地上機器用地の分割

●第15回の開催までに仮換地変更願いの取り扱いや仮換地の変更を終了し、令和5年度に予定している出来形確認測量の準備に移行いたします。

● **第14回新大村駅周辺土地区画整理審議会を開催しました。**

【開催日時】 令和4年11月21日(月曜日)

午後3時から午後5時まで

【場 所】 大村市役所 第8会議室

【主な内容】 ・議案審議 令和4年度 第1号議案  
仮換地指定の変更について(一部)

・その他 町界町名変更について

(次頁へ)

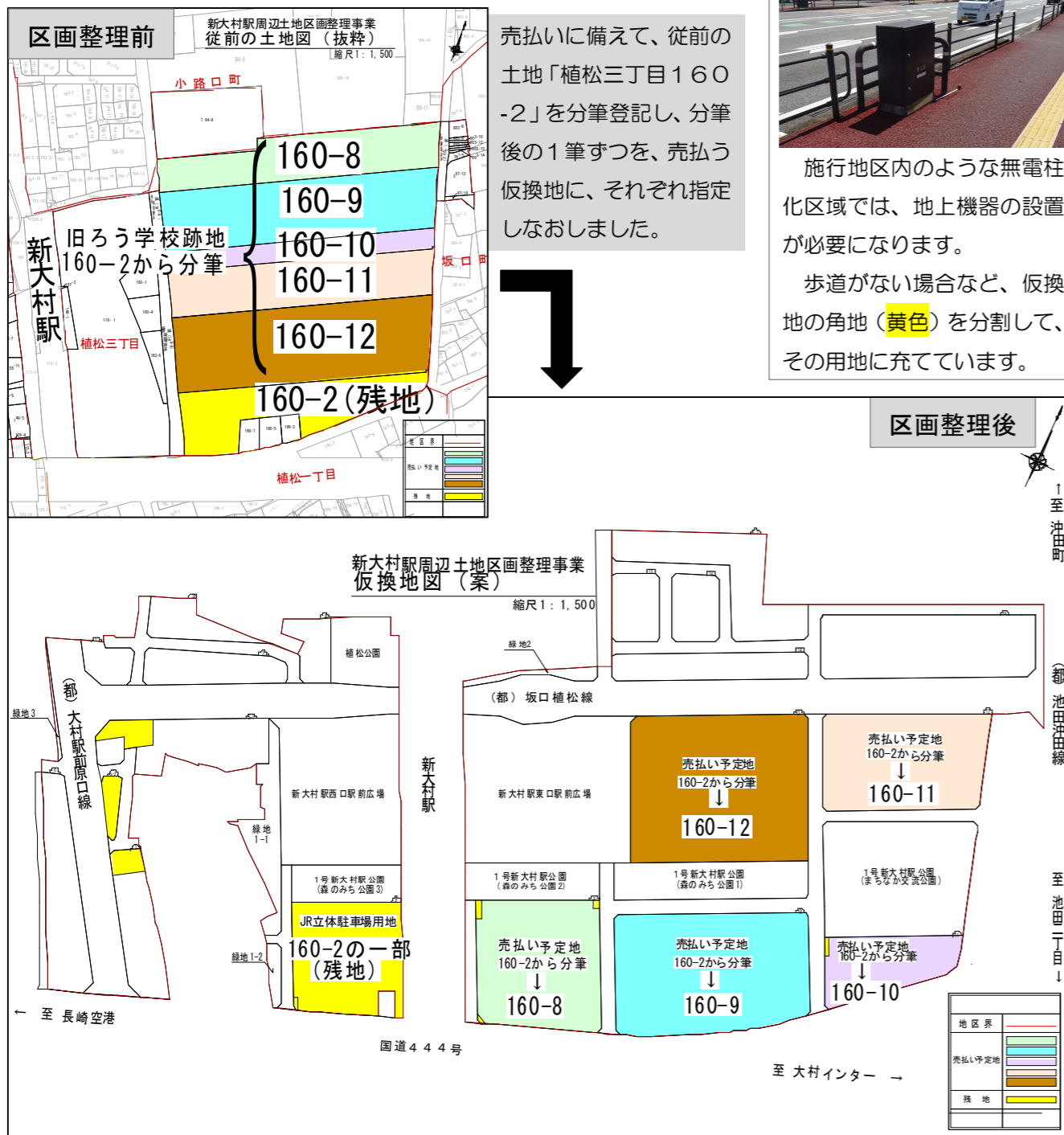


● 令和4年度 第1号議案 仮換地指定の変更について（一部）

【審議内容】

前号でお知らせしていたように、新大村駅東側の大きな仮換地（旧ろう学校跡地の仮換地）では、「新大村駅前市有地開発事業」を行っており、令和5年3月議会の議決をもって事業予定者3社と土地売買契約し、5画地の仮換地を売払う予定です。

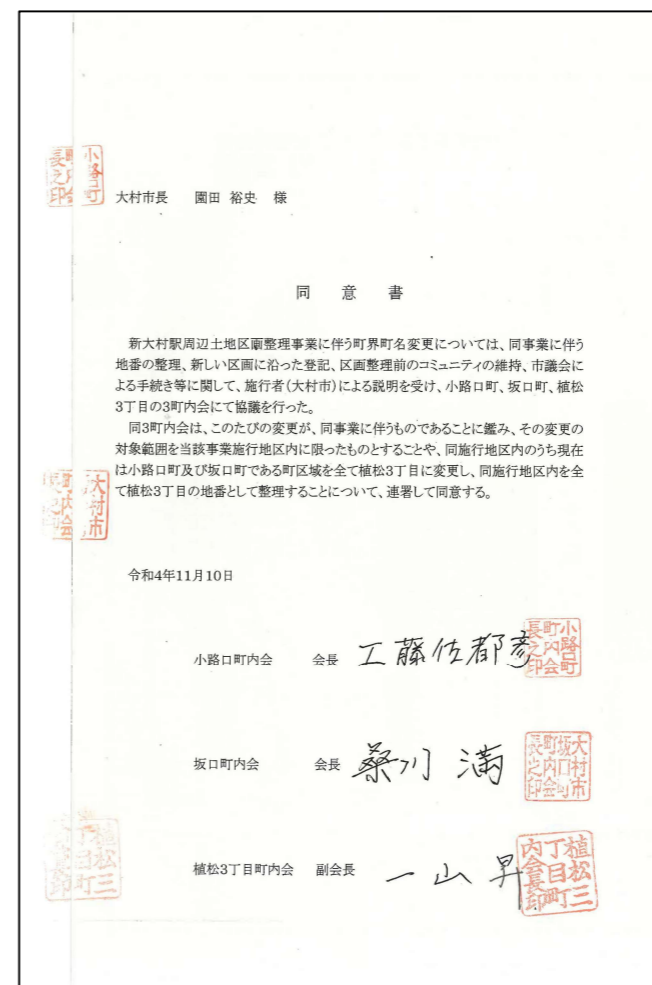
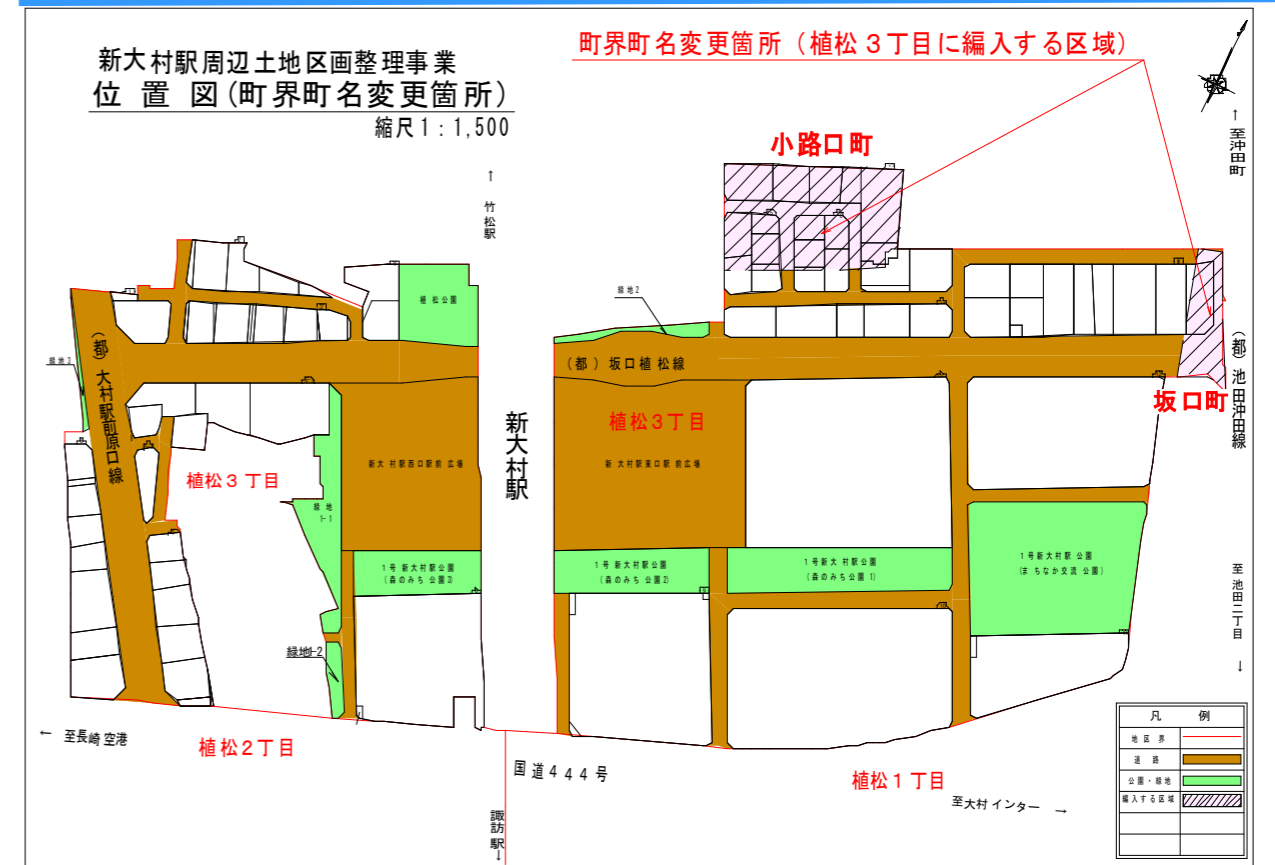
今回の審議会では、その準備として、旧ろう学校跡地（植松三丁目160-2）を分筆して仮換地に反映したり、売払う仮換地から地上機器用地を分ける変更などを審議しました。



【審議結果】

令和4年度 第1号議案 仮換地指定の変更について（一部）  
⇒原案のとおり承認され、施行者へ答申されています。

● 町界町名変更について



当事業では、令和7年頃に、換地処分を目指しており、今後、施行地区内に新しい地番を設定する見込みです。

換地処分後は、仮換地が新しい筆になりますので、複数の町名が一つの仮換地（筆）にまたがった状態では、換地処分時に、登記書き換えの手続きができなくなります。

また、「植松3丁目」から「小路町」に移転した方が住むエリアを「植松3丁目」に戻し、コミュニティを維持することが望まれています。

このため、換地計画の作成に入る前に、上の図面の斜線・ピンク色で表示したエリアの町名を、すべて植松3丁目に変更し、連続した地番を設定できるように準備いたします。

変更の手続きは市議会の決定によりありますが、それに先立ち、町内会や地元へ事前説明を行い、関係3町内会長による御協議の上、住民の意向として同意書をいただいています。（次頁へ）